

# 令和5年度 おばま創業促進事業補助金

## 【応募要領】

### 1. 補助対象者

以下のいずれかに該当する方が、本補助金の対象者となります。

- (1) 事業を営んでいない方で、個人開業または法人等の設立を行う方
- (2) 既に小浜市外で事業を営んでいる方で、小浜市内に本社・本店を移転させる方
- (3) 小浜市内企業の事業承継を行い、個人開業または法人等の設立を行う方
- (4) キッチンカーによる新たな事業展開を行う方

### 2. 補助要件

以下(1)から(14)の全てを満たすことが、本補助金の要件となります。

- (1) 福井県信用保証協会の信用保証対象業種であり、風営法に規定する業種でないこと。
- (2) 市内で新たに事業所を構えた創業、もしくはキッチンカーによる無店舗型の創業や新たな事業展開であること。
- (3) 週4日以上営業を行うこと。
- (4) 創業の日(事業開始の日)から3年以上継続して事業を営む意思があること
- (5) 本補助金の申請にあたっては、小浜商工会議所または市内金融機関の指導を受けること
- (6) 小浜市外に住所を有している者が個人で創業しようとする場合、申請者は創業前(事業開始前)あるいは創業後(事業開始後)速やかに小浜市内に住所を移転すること。
- (7) 申請者が法人の場合は小浜市内に本店の登記を行うこと
- (8) 申請者は小浜商工会議所の経営指導員または、ふくい産業支援センターの創業マネージャーもしくは嶺南サテライトオフィス・コーディネーターによる経営指導を受けること
- (9) 市税等の滞納がないこと
- (10) その他、創業(事業開始)に際し、同一の事業で国、県、市等の助成金および補助金の交付を受けていないこと
- (11) 小浜市が直接改修等を行った施設および小浜市が改修等に助成した施設を活用していないこと。ただし、小浜市が供用を廃止した小学校のうち、小浜市が認めるものを活用する場合については、この限りでない。
- (12) 関係法令を遵守する者
- (13) キッチンカーによる創業(事業開始)については、市が指定する市内イベント等に年3回以上出店する者であること。(ただし、イベントが開催されない場合は除く)
- (14) キッチンカーによる創業(事業開始)については、導入したキッチンカー等をキッチンカー以外用途には使用しない者であること。

### 3. 補助対象経費および補助率

区分	内容	補助率	補助対象期間
建物取得費	創業にあたって建物を取得した場合に発生した経費 【対象とならない経費の例】 ・建物を取得する際に要した諸経費（公租公課）	1 / 2 (※1)	交付決定日から令和6年2月9日まで (※2)
店舗改装料	事業所の開設に伴う工事費用 【対象とならない経費の例】 ・住居兼事業所の場合の、住居部分に係る費用		
店舗賃借料	空き店舗等を活用し開設した際の賃借料 【対象とならない経費の例】 ・共益費、敷金、礼金、保証金、火災保険料、地震保険料等		
設備費	事業の用に供する減価償却資産取得費用 【対象とならない経費の例】 ・消耗品、中古品購入費、車両の購入費 ・汎用性が高いものの購入費（例：パソコン、カメラ等）		
販路開拓費	展示会、商談会等への出展料および旅費 【対象とならない経費の例】 ・日当、食卓料		
広告宣伝費	印刷製本費、情報誌等への掲載料、HP 製作費 【対象とならない経費の例】 ・切手の購入を目的とする費用		
感染症対策費	感染症対策にかかる経費		
車両購入費	キッチンカー等の購入に要する経費		
車両改造費	キッチンカー等の製作に要する経費		

※1 ただし1,000円未満は切捨とします。

※2 交付決定以前に要した経費については、対象となりませんのでご注意ください。

### 4. 補助限度額 ※3

創業の日（事業開始日）において条件を満たすことを必要とします。

基本額	50万円	
加算	エリア	特定エリア 20万円 (※1)
	属性	U・Iターン 15万円 (※2)
	創業スタイル	空き家・空き店舗 15万円
	業種	飲食店 15万円
	承継	事業承継 20万円
	キッチンカー	一律 50万円（その他加算なし）

※1 特定エリアの範囲については4ページをご覧ください。

※2 小浜市にU・Iターンして1年未満の方とします。

※3 補助上限額は100万円とします。

## 5. 応募申請

本補助金に応募する際は、別添所定の様式を使用して申請を行ってください。

### (1) 申請期間

令和5年5月22日（月）～ 令和5年12月28日（水）

### (2) 提出先・お問合せ

小浜商工会議所 中小企業相談所

〒917-8533 福井県小浜市大手町5番32号 電話 0770-52-1040

### (3) 提出書類

- ・ 応募申請書 [様式A]
- ・ 事業計画書 [様式B]
- ・ 収支計画書 [様式C]
- ・ 事業所を開設予定の位置図 [任意様式]
- ・ 市税等の滞納がないことを証明できる書類（納税証明書等）
- ・ U・Iターン枠で申請する方は、小浜市にU・Iターンして1年未満であることが分かる書類（住民票等）

※様式A～Cは、小浜商工会議所ホームページからダウンロードしてください。

## 6. 応募申請後について

申請書類を審査の上、採択の可否を決定させていただきます。なお、審査結果につきましては、後日応募者にご連絡させていただきます。

申請された方が必ず採択されるとは限りません。また、審査結果のお問合せには応じかねますのでご了承ください。

## 7. 応募時の注意点等

### ①補助の対象となる期間について

交付決定日以降に契約を行った経費のみが補助対象となります。交付決定日以前に要した経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

### ②補助金の支払時期について

本補助金は精算払となります。補助事業が終了次第、実績報告を行ってください。実績報告の確認が済み次第、補助金をお支払いします。

## 8. 実績報告について

補助事業が終了した日から30日以内または令和6年2月22日までのいずれか早い日までに、実施事業および経費内容を取りまとめて小浜商工会議所へ提出してください。

（提出書類）事業報告書、収支決算書、補助対象経費明細表、請求書、領収書、補助対象成果物の写真、個人の場合は開業届、法人の場合は法人設立届および履歴事項全部証明書、営業許可が必要な事業の場合は営業許可証

特定エリア

